第21期
定時株主総会招集ご通知

開催日時　平成29年12月20日（水曜日）午前10時

開催場所　東京都港区赤坂九丁目７番１号
ミッドタウン・タワー４Ｆ
東京ミッドタウン　カンファレンス　Ｒｏｏｍ１～４

会議の目的事項

報告事項 ▶ 第21期（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項 ▶ 第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件

**※ 開催場所が前回の会場とは異なります。
末尾会場ご案内図をご参照ください。**

パラカ株式会社
証券コード　4809

Paraca パラカ株式会社

目　次

第21期定時株主総会招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類 …… 2
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件

事業報告 …… 8
計算書類 …… 27
監査報告書 …… 42

株主総会会場ご案内図 …… 裏表紙

証券コード　4809
平成29年12月５日

株　主　各　位

東京都港区愛宕二丁目５番１号
パ ラ カ 株 式 会 社
代表取締役　内　藤　　亨

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年12月19日（火曜日）午後６時までに到着するようにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1.　日　　時　　平成29年12月20日（水曜日）午前10時
2.　場　　所　　東京都港区赤坂九丁目７番１号　ミッドタウン・タワー４Ｆ
　　東京ミッドタウン　カンファレンス　Ｒｏｏｍ１～４
3.　目 的 事 項
　　報 告 事 項　　第21期（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）
　　事業報告及び計算書類報告の件
　　決 議 事 項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役５名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.paraca.co.jp/）において周知させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は「持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために「資本効率」、「財務健全性」及び「投資環境」に応じて、再投資とのバランスをとりながら株主の皆様への利益配分を行うこと」を基本方針としております。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1)　配当財産の種類
　　金銭

(2)　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金45円　総額 450,393,750円

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年12月21日

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となるため、あらためて取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当			
1	内藤（ないとう）　亨（りょう）	代表取締役　執行役員会長 兼 社長	再任		
2	間嶋（まじま）　正明（まさあき）	取締役　執行役員常務　管理本部長	再任		
3	渡辺（わたなべ）　雅文（ともふみ）	社外取締役（在任年数 ２年）	再任	社外	独立
4	檜森（ひもり）　隆伸（たかのぶ）	社外取締役（在任年数 １年）	再任	社外	独立
5	横山（よこやま）　和樹（かずき）		新任	社外	独立

【上記５名の各候補者に共通する注記】

各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【上記社外取締役候補者３名に共通する注記】

1．渡辺雅文氏、檜森隆伸氏及び横山和樹氏は、社外取締役候補者であります。
2．渡辺雅文氏及び檜森隆伸氏の社外取締役在任年数は、本総会終結時における期間となります。
3．横山和樹氏は、新任の社外取締役候補者であります。
4．当社は、渡辺雅文氏及び檜森隆伸氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、横山和樹氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5．当社は、渡辺雅文氏及び檜森隆伸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、横山和樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当</th><th>所有する当社株式の数（株）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td>再 任
内藤　亨（ないとう　りょう）
（昭和31年７月15日）</td><td>昭和54年４月　野村證券株式会社入社
昭和63年12月　ゴールドマン・サックス証券会社（現　ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社
平成６年10月　有限会社リョウコーポレーション設立
平成９年８月　当社設立　代表取締役社長
平成21年10月　当社代表取締役　執行役員社長
平成27年12月　当社代表取締役　執行役員会長
平成28年９月　当社代表取締役　執行役員会長 兼 社長（現任）</td><td>232,800</td></tr>
<tr><td colspan="3">（重要な兼職の状況）
―</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
同氏は、当社設立時から代表取締役として経営の中枢を担い、当社事業に精通するとともに経営全般に対する深い知見を有しております。今後も当社の中長期的な企業価値向上に貢献するものと確信し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td>再 任
間嶋正明（まじまあきまさ）
（昭和51年12月14日）</td><td>平成15年３月　株式会社オン・ザ・エッヂ入社
平成16年10月　当社入社
平成18年４月　当社運営部長
平成19年６月　当社運営管理部長
平成20年７月　当社執行役員　管理部長
平成21年12月　当社取締役　執行役員　管理部長
平成27年12月　当社取締役　執行役員常務　管理本部長（現任）</td><td>111,000</td></tr>
<tr><td colspan="3">（重要な兼職の状況）
―</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
同氏は、平成21年の取締役就任以来、重要事項の決定及び業務執行の監督において適切な役割を果たしております。今後も当社の中長期的な企業価値向上に貢献するものと確信し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当</th><th>所有する当社株式の数（株）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td>再任　社外　独立

渡辺雅文（わたなべ　ともふみ）
（昭和27年７月28日）</td><td>昭和52年12月　清野税理士事務所入所
昭和59年10月　昭和監査法人（現　新日本有限責任監査法人）入所
昭和63年７月　日本合同ファイナンス株式会社（現　株式会社ジャフコ）出向
平成３年６月　太田昭和監査法人（現　新日本有限責任監査法人）帰任
平成７年７月　新日本有限責任監査法人パートナー
平成22年７月　同法人公開業務部部長
平成24年７月　渡辺雅文公認会計士事務所代表（現任）
平成27年12月　当社社外取締役（現任）
平成28年３月　株式会社ｓＭｅｄｉｏ監査役（現任）
平成28年12月　カンタツ株式会社監査役（現任）</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">（重要な兼職の状況）
公認会計士　渡辺雅文公認会計士事務所　代表
株式会社ｓＭｅｄｉｏ　監査役
カンタツ株式会社　監査役</td></tr>
<tr><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由）
同氏は、公認会計士として監査法人に長年勤務し培われた豊富な知識・経験を活かし、経営陣から独立した客観的視点で経営への助言を現に行っておりますため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当</th><th>所有する当社株式の数（株）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">4</td><td>再任　社外　独立
檜森隆伸（ひもりたかのぶ）
（昭和28年１月12日）</td><td>昭和52年４月　野村證券株式会社入社
昭和60年１月　モルガンギャランティー・リミテッド東京事務所入社
昭和61年３月　ゴールドマン・サックス証券会社（現　ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社
平成９年３月　ユニ・アジアファイナンス・コーポレーション設立　マネージング・ディレクター
平成17年４月　シーズンズ・コンサルティング株式会社設立代表取締役社長
平成23年11月　特定非営利活動法人　国連ＵＮＨＣＲ協会事務局長
平成24年３月　同協会　理事
平成28年12月　当社社外取締役（現任）
平成29年７月　特定非営利活動法人　国連ＵＮＨＣＲ協会常務理事（現任）</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">（重要な兼職の状況）
特定非営利活動法人　国連ＵＮＨＣＲ協会　常務理事</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由）
同氏は経営者として、また、国連ＵＮＨＣＲ協会の理事としての豊富な経験と専門知識を有しております。同氏の幅広い見識をもとに、事業のみならず、ＣＳＲに関する有益な助言をいただいておりますため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当</th><th>所有する当社株式の数（株）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">5</td><td>新任　社外　独立

横山和樹（よこやまかずき）
（昭和51年８月28日）</td><td>平成11年４月　株式会社アコム入社
平成17年12月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所
平成22年１月　株式会社AGSコンサルティング入社
平成22年12月　公認会計士登録
平成27年１月　アクセルアライアンス会計事務所（現　アクセル会計事務所）設立
代表（現任）
平成27年２月　日本法規情報株式会社　監査役（現任）
平成27年６月　株式会社ズーム　取締役・監査等委員（現任）
平成28年１月　株式会社アクセルアライアンス設立（現　株式会社アクセルコンサルティング）
代表取締役（現任）</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">（重要な兼職の状況）
公認会計士　アクセル会計事務所　代表
株式会社アクセルコンサルティング　代表取締役
日本法規情報株式会社　監査役
株式会社ズーム　取締役・監査等委員</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由）
同氏は、公認会計士として培われた豊富な知識・経験を有しており、経営陣から独立した客観的視点で経営への助言をいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（自 平成28年10月１日 至 平成29年９月30日）における我が国の経済は、海外経済の不確実性や、地政学リスクの高まりが懸念されるものの、輸出の増加に支えられるほか、雇用・所得環境の改善を背景に、全体として緩やかな回復基調が続いております。

当社の属する駐車場業界においては、慢性的な駐車場不足や都市部での建築に伴う駐車需要、個人消費の持ち直しを背景に売上は底堅く推移しました。このような中で、当社は引き続き積極的な営業活動を行い、新規駐車場の開設を進めるとともに、既存駐車場においても料金変更を機動的に行うなど採算性向上に努めました。

その結果、当事業年度においては、件数、車室数ともに過去最高となる303件5,308車室の新規開設、114件1,852車室の解約等により、純増数は件数が189件、車室数が過去最高の3,456車室（前事業年度比104％増）となり、９月末現在1,961件28,020車室が稼働しております。

以上の活動により、当事業年度の売上高は、12,689百万円（前事業年度比5.6％増）、営業利益2,403百万円（前事業年度比0.3％増）、経常利益2,192百万円（前事業年度比1.8％増）、当期純利益1,479百万円（前事業年度比5.8％増）を計上いたしました。

当社の駐車場形態ごとの状況は以下のとおりであります。

（賃借駐車場）

当事業年度においては、営業支援システムの積極的な活用により282件5,093車室の開設となりました。加えて、このシステムを利用したタイムリーかつ適切な料金変更により、既存駐車場の売上は堅調に推移しました。一方で、新規駐車場の開設が当初計画よりも順調であったため、賃料等の売上原価が先行し、利益ベースでは計画値を下回りました。解約等については、114件1,851車室でありました。以上の結果、168件3,242車室の純増となり、９月末現在1,803件23,938車室が稼働しております。売上高は10,257百万円（前事業年度比4.4％増）となりました。

（保有駐車場）

当事業年度においては、青森市２件34車室、長岡市２件11車室、取手市１件８車室、千葉市１件21車室、墨田区１件２車室、豊島区１件10車室、文京区１件２車室、八王子市１件９車室、川越市１件11車室、横須賀市１件12車室、鎌倉市１件15車室、平塚市１件３車室、長野市１件４車室、大垣市１件17車室、大津市１件９車室、京都市１件７車室、大阪市１件７車室、姫路市２件33車室、合計21件215車室を新規開設いたしました。また、レイアウト変更により、大阪市において１車室減少しました。その結果、９月末現在においては158件4,082車室が稼働しております。売上高は1,930百万円（同10.2％増）となりました。

（その他事業）

当事業年度においては、不動産賃貸収入、自動販売機関連売上、バイク・駐輪場売上、太陽光発電売上により、売上高は500百万円（同14.8％増）となりました。

事業区分別の売上高は以下のとおりであります。

事業区分	売上高（百万円）	構成比（％）	車室数（車室）
賃借駐車場	10,257	80.8	23,938
保有駐車場	1,930	15.2	4,082
その他事業	500	4.0	－
合計	12,689	100.0	28,020

(2) 対処すべき課題

当社は収益力の向上のため、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでまいります。

① 解約リスクの低減

当社は、時間貸駐車場事業を賃借駐車場モデル（土地オーナーより駐車場用地を借り受け事業を行うモデル）に依存し過ぎることは、賃貸借契約の解約により事業を継続できなくなるリスクがあると考えております。そこで、賃借駐車場の解約リスクを軽減し、企業全体として長期安定的・継続的に成長していくためには、キャッシュ・フローを考慮しながら、「賃借駐車場」及び「保有駐車場」のポートフォリオを組み立てていくことが必要と考えております。

② 収益リスクの低減

当社は事業基盤の更なる強化を図るため、事業地を新規駐車場（オープン後１年未満の駐車場）と既存駐車場（オープン後１年以上経過の駐車場）に分けて管理しております。加えて、賃借駐車場では、毎月一定の賃料を土地オーナーに支払う「固定方式」にかかるリスク管理の徹底と、駐車場売上によって賃料が変動する「還元方式」を組み合わせることにより、収益リスクの低減に努めております。

③ オペレーションスキルの向上

当社は「標準化」を推進し、従業員のオペレーションスキルの向上により、全社的な収益拡大とコスト低減を図ることに努めております。今後も引き続き、人材育成・教育によりオペレーションスキルの向上を図ることで、利益率の改善に努めてまいります。

④ 営業力の強化

当社が成長を図るうえでは、今後も継続して営業力を強化していく必要があると認識しております。人員の拡大を図るとともに、「標準化」を推進し、ＯＪＴ教育、全体研修、個別指導を通じ、個々のスキルアップに努めてまいります。加えて、営業支援システムの機能向上、情報の蓄積と活用を促進してまいります。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は、2,662百万円であります。その主なものは、事業用土地1,708百万円、リース資産（駐車場機器）678百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度は、借入金により3,485百万円調達いたしました。

なお、新株予約権の行使により63百万円調達いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

区　　分	第18期 (平成26年９月期)	第19期 (平成27年９月期)	第20期 (平成28年９月期)	第21期 (平成29年９月期)
売上高（百万円）	10,080	10,997	12,016	12,689
経常利益（百万円）	1,477	1,786	2,152	2,192
当期純利益（百万円）	893	1,132	1,397	1,479
１株当たり当期純利益（円）	96.03	119.51	145.41	152.13
総資産（百万円）	20,694	23,476	25,799	27,698
純資産（百万円）	8,255	9,416	10,546	11,765

(10) 重要な親会社及び子会社の状況
① 親会社の状況
該当事項はありません。
② 子会社の状況
該当事項はありません。

⑾　主要な事業内容（平成29年９月30日現在）

当社の主要な事業内容は下記のとおりです。

駐車場の運営及び管理業務

不動産の所有、賃貸借、売買及び管理

⑿　主要な営業所（平成29年９月30日現在）

本　　社	〒105-6209	東京都港区愛宕２－５－１
大　阪　支　店	〒530-0004	大阪府大阪市北区堂島浜１－４－19
新　潟　支　店	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通２－４－１
札幌営業所	〒060-0002	北海道札幌市中央区北二条西３－１
仙台営業所	〒980-0014	宮城県仙台市青葉区本町１－11－１
埼玉営業所	〒330-0064	埼玉県さいたま市浦和区岸町７－５－21
千葉営業所	〒260-0027	千葉県千葉市中央区新田町５－10
新宿営業所	〒160-0023	東京都新宿区西新宿６－12－１
横浜営業所	〒220-0004	神奈川県横浜市西区北幸１－11－15
名古屋営業所	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄２－１－１
京都営業所	〒600-8009	京都府京都市下京区函谷鉾町79
大阪営業所	〒552-0007	大阪府大阪市港区弁天１－２－１－1000
神戸営業所	〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通３
姫路営業所	〒670-0927	兵庫県姫路市駅前町221
福岡営業所	〒810-0801	福岡県福岡市博多区中洲２－８－24

⒀　使用人の状況（平成29年９月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
78名	＋５名	31.8歳	5.9年

（注）　上記使用人数にはパートタイマー及び派遣社員の７名は含まれておりません。

⑭　主要な借入先（平成29年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,602百万円
株式会社みずほ銀行	1,654百万円
株式会社りそな銀行	1,070百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	862百万円
三井住友信託銀行株式会社	803百万円
株式会社京都銀行	317百万円
株式会社横浜銀行	301百万円
株式会社百十四銀行	285百万円
株式会社商工組合中央金庫	214百万円
株式会社北陸銀行	214百万円
株式会社阿波銀行	140百万円
株式会社西日本シティ銀行	137百万円
株式会社伊予銀行	135百万円
株式会社みなと銀行	95百万円
株式会社関西アーバン銀行	48百万円
株式会社北越銀行	45百万円
株式会社名古屋銀行	45百万円
株式会社広島銀行	36百万円

⑮　その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年５月15日付をもって、本社を東京都港区愛宕二丁目５番１号に移転いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　27,000,000株
(2) 発行済株式の総数　10,144,000株
(3) 株主数　4,709名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日成ビルド工業株式会社	1,746,700株	17.45%
有限会社リョウコーポレーション	700,000株	6.99%
兼平　宏	547,000株	5.47%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	533,100株	5.33%
ＳＢＩホールディングス株式会社	400,000株	4.00%
日信電子サービス株式会社	300,000株	3.00%
株式会社プレステージ・インターナショナル	300,000株	3.00%
内藤　宗	280,000株	2.80%
内藤　主	280,000株	2.80%
株式会社三井住友銀行	240,000株	2.40%
ＵＢＳ　ＡＧ　ＨＯＮＧ　ＫＯＮＧ	240,000株	2.40%

（注）1. 持株比率は、自己株式（135,250株）を控除して計算しております。
2. 当社は従業員株式給付信託を導入しており、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が当社株式250,000株を取得しております。日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第８回新株予約権		第10回新株予約権	
発行決議の日	平成22年12月17日開催 定時株主総会		平成24年12月19日開催 定時株主総会	
保有人数及び新株予約権の数				
当社取締役 (社外取締役を除く)	1名	20個	1名	180個
当社社外取締役	0名	0個	1名	15個
当社監査役	0名	0個	0名	0個
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式		普通株式	
新株予約権の目的となる 株式の数　(注) 1	4,000株		39,000株	
新株予約権の払込金額	無償		無償	
権利行使時１株当たりの 行使価額　(注) 1, 2	566円		656円	
権利行使期間	平成24年12月18日から 平成30年12月17日まで		平成26年12月20日から 平成32年12月19日まで	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		(注) 3	

	第11回新株予約権	第12-1回新株予約権
発行決議の日	平成25年12月19日開催 定時株主総会	平成26年12月18日開催 定時株主総会
保有人数及び新株予約権の数		
当社取締役 （社外取締役を除く）	2名　100個	2名　670個
当社社外取締役	0名　0個	1名　40個
当社監査役	0名　0個	2名　95個
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる 株式の数	10,000株	80,500株
新株予約権の払込金額	1個当たり63,041円	無償
権利行使時1株当たりの 行使価額　（注）2	1円	916円
権利行使期間	平成27年11月30日から 平成61年1月10日まで	平成28年12月19日から 平成36年12月18日まで
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）3

（注）1. 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使時1株当たりの行使価額は調整されております。

2. 当社は平成27年8月17日付で時価を下回る価額での第三者割当による自己株式の処分を行っております。これにより権利行使時1株当たりの行使価額は調整されております。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できる。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。

③ その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第13回新株予約権
発行決議の日	平成27年７月31日開催取締役会
交付人数及び新株予約権の数	３名4,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	400,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり1,800円
権利行使時１株当たりの行使価額	1,624円
権利行使期間	平成31年１月１日から平成37年７月31日まで
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成28年９月期から平成30年９月期までの累積当期純利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書〔連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書〕における当期純利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）から（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下「行使可能割合」という。）の個数を行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 累積当期純利益が3,500百万円を超過した場合
行使可能割合：50％

(b) 累積当期純利益が3,600百万円を超過した場合
行使可能割合：75％

(c) 累積当期純利益が3,700百万円を超過した場合
行使可能割合：100％

ただし、平成28年９月期から平成30年９月期までのいずれかの期の当期純利益が1,000百万円以下となった場合、新株予約権を行使することはできない。

② 新株予約権者は割当日から平成30年９月30日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも680円を下回った場合、上記①に関わらず、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。

③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑥ その他の権利行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。ただし、本新株予約権の払込金額に影響を与え得る行使条件は設定できない。

	第14回新株予約権
発行決議の日	平成29年２月６日開催取締役会
交付人数及び新株予約権の数	７名2,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	250,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり2,600円
権利行使時１株当たりの行使価額	1,980円
権利行使期間	平成33年１月１日から平成39年２月21日まで
新株予約権の行使の条件	（注）

（注）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成30年９月期から平成32年９月期までの累積当期純利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書〔連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書〕における当期純利益をいい、以下同様とする。）が5,850百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。
ただし、平成30年９月期から平成32年９月期までのいずれかの期の当期純利益が1,500百万円以下となった場合、新株予約権を行使することはできない。

② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑤ その他の権利行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。ただし、本新株予約権の払込金額に影響を与え得る行使条件は設定できない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	内藤　亨	
取締役	間嶋　正明	管理本部長
取締役	中村　隆夫	弁護士　和田倉門法律事務所 株式会社ピーエイ　社外取締役 バリューコマース株式会社　社外取締役
取締役	渡辺　雅文	公認会計士　渡辺雅文公認会計士事務所　代表 株式会社ｓＭｅｄｉｏ　監査役 カンタツ株式会社　監査役
取締役	檜森　隆伸	特定非営利活動法人　国連ＵＮＨＣＲ協会　常務理事
常勤監査役	廣澤　智	
監査役	福島　一	
監査役	遠藤　修介	株式会社エルゼウス　代表取締役社長

（注）1. 平成28年12月20日開催の第20期定時株主総会において、檜森隆伸氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役中村隆夫氏、渡辺雅文氏及び檜森隆伸氏は、社外取締役であります。
3. 監査役福島一氏及び遠藤修介氏は、社外監査役であります。
4. 当社は取締役中村隆夫氏、渡辺雅文氏、檜森隆伸氏及び監査役遠藤修介氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
5. 監査役廣澤智氏及び遠藤修介氏は、公認会計士等の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役中村隆夫氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
7. 取締役渡辺雅文氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
8. 取締役檜森隆伸氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
9. 監査役遠藤修介氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
10. 当社では平成17年４月１日より執行役員制度を導入しております。当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当又は主な職業
執行役員会長兼社長	内藤　亨	
執行役員常務	間嶋　正明	管理本部長
執行役員	中村　和正	営業本部長 兼 東日本営業部長
執行役員	牧野　大祐	北日本営業部長
執行役員	山本　裕	西日本営業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役中村隆夫氏、渡辺雅文氏、檜森隆伸氏、監査役廣澤智氏、福島一氏及び遠藤修介氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人員	報酬等の額
取締役	5名	156百万円
監査役	3名	14百万円
計	8名	171百万円

(注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役分 年額300百万円、監査役分 年額30百万円であります。
2. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額を含んでおります。
3. 期末日現在の取締役は５名、監査役は３名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況等につきましては19頁に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　中村　隆夫	15回	94%	－	－
取締役　渡辺　雅文	16回	100%	－	－
取締役　檜森　隆伸	12回	92%	－	－
監査役　福島　一	16回	100%	13回	100%
監査役　遠藤　修介	16回	100%	13回	100%

(注) 取締役檜森隆伸氏は平成28年12月20日開催の第20期定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の社外役員とは異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は13回となります。

ロ．取締役会及び監査役会における発言状況

取締役中村隆夫氏は、弁護士としての専門的見地から、経営陣から独立した客観的視点をもって助言・発言を行っております。

取締役渡辺雅文氏は、当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、公認会計士として監査法人に長年勤務し培われた豊富な知識・見地から、経営陣から独立した客観的視点をもって助言・発言を行っております。

取締役檜森隆伸氏は、経営者として、また、特定非営利活動法人の理事としての豊富な知識・見地から、経営陣から独立した客観的視点をもって助言・発言を行っております。

監査役福島一氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・発言を行っております。

監査役遠藤修介氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・発言を行っております。

③　社外役員の報酬等の総額

	人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	5名	15百万円

（注）　上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額を含んでおります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 1. 上記、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬等の額及び金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額の合計額であります。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「パラカ株式会社行動規範」（以下、行動規範）を定め、周知徹底を図る。

ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役は、基本的な方針について宣言するとともに、内部統制・コンプライアンス担当執行役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。監査役及び内部監査担当は連携し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

ハ. 法令違反の疑義ある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士・専門家を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。

ロ. 組織横断的なリスク管理については内部統制・コンプライアンス担当執行役員が行い、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。また、内部監査担当は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能とその意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。双方の機能を強化するために、執行役員制度を採用し、同制度の維持・充実を図る。

ロ．中長期経営戦略を策定し、全社で意思統一する。経営戦略を企業全体で共有し、強固なものにするために、定期的に経営戦略会議を開催し、企業の存続・発展を図る。

ハ．中期経営方針を立案し、社内で共有する。そして単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、執行役員会及びすべての管理職が出席する会議（社内呼称：管理職会議）にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。

ニ．取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

⑤　監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、監査役会の意見を尊重し、決定する。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実が発生したとき、取締役及び使用人による法令違反の疑義ある行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきと定めた事実が生じたときは、速やかに監査役に報告する。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

ロ．監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を設けるほか、会計監査人、内部統制・コンプライアンス担当執行役員、内部監査担当と相互連携し、監査の実効性を確保する。

⑦　監査役へ報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

当社は、⑥に記載されている体制を利用して監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切な処置を講ずるものとする。

⑧　監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行を行うことによって発生した費用又は債務は、会社法第388条の規定に基づき、当社は当該費用又は債務を処理するものとする。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。また、会計監査人から監査内容について報告を受けることができる。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会的秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する。

(2) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するために必要な体制の最近１年間（当事業年度の末日から遡って１か年）における実施状況は次のとおりであります。

① 取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

② 監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

④ 情報セキュリティ対策として、リスク管理委員会を２回開催し、会社の機密情報の漏えいを防止するための方策を協議いたしました。また、各従業員に対して偽装メールについての注意喚起を行い、セキュリティ意識の向上を図りました。

本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満切り捨て、比率その他については表示単位未満四捨五入しております。

貸借対照表

（平成29年９月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部 科目	金額	負債の部 科目	金額
流動資産	**3,966**	**流動負債**	**2,825**
1. 現金及び預金	3,112	1. 買掛金	187
2. 売掛金	94	2. １年内償還予定の社債	20
3. 貯蔵品	4	3. １年内返済予定の長期借入金	1,357
4. 前払費用	657	4. リース債務	524
5. 繰延税金資産	44	5. 未払金	88
6. その他	52	6. 未払費用	25
7. 貸倒引当金	△0	7. 未払法人税等	388
		8. 未払消費税等	87
		9. 前受金	62
		10. 預り金	14
		11. 賞与引当金	38
固定資産	**23,732**	12. 株主優待引当金	10
1. 有形固定資産	23,278	13. その他	19
1）建物	798	**固定負債**	**13,107**
2）構築物	253	1. 社債	210
3）機械及び装置	1,061	2. 長期借入金	10,768
4）工具、器具及び備品	111	3. リース債務	1,525
5）土地	19,036	4. 繰延税金負債	3
6）リース資産	1,956	5. 株式給付引当金	37
7）建設仮勘定	60	6. 資産除去債務	243
		7. その他	318
		負債合計	**15,932**
2. 無形固定資産	27	**純資産の部**	
1）ソフトウエア	27	**株主資本**	**11,816**
2）その他	0	1. 資本金	1,750
		2. 資本剰余金	2,113
		1）資本準備金	1,780
3. 投資その他の資産	426	2）その他資本剰余金	332
1）投資有価証券	30	3. 利益剰余金	8,350
2）出資金	0	1）その他利益剰余金	8,350
3）役員及び従業員に対する長期貸付金	24	特別償却準備金	349
4）長期前払費用	31	繰越利益剰余金	8,001
5）その他	339	4. 自己株式	△398
		評価・換算差額等	**△120**
		1. その他有価証券評価差額金	10
		2. 繰延ヘッジ損益	△130
		新株予約権	**69**
		純資産合計	**11,765**
資産合計	**27,698**	**負債純資産合計**	**27,698**

損益計算書

（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**12,689**
売上原価		**8,956**
売上総利益		**3,732**
販売費及び一般管理費		**1,328**
営業利益		**2,403**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	0	
保険配当金	0	
未払配当金除斥益	0	
受取保険金	0	
受取手数料	1	
その他	0	3
営業外費用		
支払利息	204	
その他	11	215
経常利益		**2,192**
特別利益		
受取和解金	1	1
特別損失		
固定資産除却損	22	
本社移転費用	28	51
税引前当期純利益		**2,142**
法人税、住民税及び事業税	690	
法人税等調整額	△27	663
当期純利益		**1,479**

株主資本等変動計算書

（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成28年10月１日残高	1,726	1,756	304	2,061
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	23	23	－	23
剰余金の配当	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－
特別償却準備金の取崩	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	27	27
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	23	23	27	51
平成29年９月30日残高	1,750	1,780	332	2,113

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成28年10月１日残高	431	6,836	7,268	△405	10,651
事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	－	－	47
剰余金の配当	－	△396	△396	－	△396
当期純利益	－	1,479	1,479	－	1,479
特別償却準備金の取崩	△82	82	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
自己株式の処分	－	－	－	7	35
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	△82	1,165	1,082	6	1,165
平成29年９月30日残高	349	8,001	8,350	△398	11,816

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成28年10月１日残高	4	△192	△188	82	10,546
事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	－	－	47
剰余金の配当	－	－	－	－	△396
当期純利益	－	－	－	－	1,479
特別償却準備金の取崩	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	△0
自己株式の処分	－	－	－	－	35
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	6	61	67	△13	54
事業年度中の変動額合計	6	61	67	△13	1,219
平成29年９月30日残高	10	△130	△120	69	11,765

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

(1)　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2)　デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3)　たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4)　固定資産の減価償却方法

有形固定資産……定率法を採用しております。但し、建物（附属設備を除く）及び機械及び装置（太陽光発電設備）並びに平成28年４月１日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
（リース資産を除く）

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	３～50年
機械及び装置	17年
工具、器具及び備品	３～20年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく３年均等償却を行っております。

無形固定資産……定額法を採用しております。
（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウエアについては、見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

長期前払費用……定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生見込額を計上しております。

④ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

当社は、経済的な効果を株主の皆様と共有できる形で、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ること、人材採用において優秀な人員を確保すること、長期勤続に対する功労のための退職金制度を整備することを目的として、従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

⑴　取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託を設定し、信託を通じて当社株式の取得を行い、従業員に対して、取締役会が定める株式給付規程に従って、信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。

当社は、株式給付規程に基づき、毎年、従業員に対し業績貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に（累積した）ポイントに相当する当社株式を無償で給付します。

⑵　信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度365百万円、250,000株、当事業年度365百万円、250,000株であります。

（貸借対照表に関する注記）

1.　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

現金及び預金	46百万円
建物	596百万円
土地	18,860百万円
合計	19,502百万円

担保付債務は次のとおりであります。

１年内返済予定の長期借入金	974百万円
長期借入金	9,930百万円
合計	10,905百万円

2.　有形固定資産の減価償却累計額　4,148百万円

3.　取締役に対する金銭債権　20百万円

（損益計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1.　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増　　加	減　　少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	10,083,200	60,800	－	10,144,000
自己株式				
普通株式	415,028	122	29,900	385,250

（注）1.　発行済株式の増加は新株予約権の権利行使による増加であります。
2.　自己株式の増加は単元未満株式の買取による増加、減少は新株予約権の権利行使による減少であります。
3.　自己株式数に含まれる従業員株式給付信託が保有する自社の株式数は、期首250,000株、期末250,000株です。

2.　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末	
平成21年新株予約権⑦	普通株式	7,800	—	2,200	5,600	0
平成22年新株予約権⑧	普通株式	44,000	—	34,000	10,000	1
平成23年新株予約権⑨	普通株式	10,400	—	—	10,400	1
平成24年新株予約権⑩	普通株式	76,000	—	24,600	51,400	12
平成25年新株予約権⑪	普通株式	10,000	—	—	10,000	6
平成26年新株予約権⑫	普通株式	—	146,200	29,900	116,300	30
合　　計	—	148,200	146,200	90,700	203,700	55

（注）　増加の株数は、当事業年度に権利行使可能となったもの、減少の株数の主なものは、権利行使による消滅であります。

3.　配当に関する事項

(1)　配当金支払総額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年12月20日定時株主総会	普通株式	396百万円	40円	平成28年９月30日	平成28年12月21日

(2)　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年12月20日開催予定の第21期定時株主総会に次のとおり付議いたします。

配当原資	利益剰余金
配当金の総額（注）	450百万円
１株当たりの配当金額	45円
基準日	平成29年９月30日
効力発生日	平成29年12月21日

（注）　配当金の総額には、従業員株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金11百万円が含まれております。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	12百万円
未払事業税	27百万円
土地	56百万円
繰延ヘッジ損益	57百万円
株式給付引当金	11百万円
資産除去債務	74百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	246百万円
評価性引当額	△12百万円
繰延税金資産合計	234百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	34百万円
特別償却準備金	154百万円
その他有価証券評価差額金	4百万円
繰延税金負債合計	193百万円
繰延税金資産（負債）の純額	41百万円

（金融商品に関する注記）

1.　金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金や安全性の高い金融商品等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金（原則として20年以内）は主に土地購入に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金は流動性リスクに晒されていますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

⑶　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2.　金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	3,112	3,112	－
⑵ 投資有価証券 その他有価証券	30	30	－
資産計	3,142	3,142	－
⑴ 長期借入金（※）1	12,126	12,182	55
⑵ リース債務（※）1	2,050	2,179	129
負債計	14,176	14,361	184
デリバティブ取引（※）2	(188)	(374)	△185

（※）1　１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。また、リース債務は流動負債と固定負債の合計であります。

（※）2　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しております。

（注）1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

⑴　長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑵　リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（注）２　金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内
現金及び預金	3,112
合計	3,112

（注）３　長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	1,357	1,360	1,109	946	868	6,483
リース債務	524	459	373	289	222	180
合計	1,882	1,820	1,482	1,236	1,090	6,664

（賃貸等不動産に関する注記）

当社では、東京都その他の地域において、時間貸駐車場を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,617百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

貸借対照表計上額			決算日 における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
17,969	1,747	19,716	19,622

（注）1.　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。当事業年度増減額のうち、主な増加は不動産取得（1,769百万円）であります。

2.　時価の算定方法

主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額を採用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
役員	内藤　亨	被所有 直接 2.33%	当社 代表取締役	新株予約権の行使（注１）	29	—	—
				資金の貸付（注２）	—	役員及び従業員に対する長期貸付金	16
				利息の受取（注２）	0	—	—
役員	間嶋　正明	被所有 直接 1.11%	当社 取締役	新株予約権の行使（注３）	11	—	—

（注）1. 平成22年12月17日開催第14回定時株主総会、平成24年12月19日開催第16回定時株主総会及び平成26年12月18日開催第18回定時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 平成22年12月17日開催第14回定時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　1,198円55銭

１株当たり当期純利益　152円13銭

（注）　１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益（百万円）	1,479
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	1,479
期中平均株式数（株）※	9,723,954

※期中平均株式数の算定に当たって控除する自己株式数には、従業員株式給付信託における自己株式250,000株を含めております。

（重要な後発事象に関する注記）

（固定資産の譲渡）

当社は、下記の通り固定資産を譲渡いたしました。

⑴固定資産譲渡の理由

当該固定資産（パラカ成田第２駐車場）周辺において、利便性の高い他社大型駐車場が増加し、京成成田駅前エリアにおける当社の駐車場シェアが低下しました。今後、当該駐車場の収益性低下が見込まれるため、当該固定資産を譲渡いたしました。

⑵資産の内容及び所在地

名称：パラカ成田第２駐車場（千葉県成田市）

種類：土地（1,980.44㎡）

⑶譲渡日

平成29年10月31日

⑷譲渡先の概要

譲渡先は国内法人１社でありますが、譲渡先との売買契約書における守秘義務条項により公表を控えさせていただきます。なお、譲渡先と当社との間には、記載すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。また、関連当事者にも該当いたしません。

⑸当該事象の損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡に伴い、翌事業年度において、固定資産売却益808百万円を特別利益として計上する予定です。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年11月15日

パラカ株式会社
取 締 役 会　　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　水　上　亮比呂㊞
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　髙　橋　篤　史㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、パラカ株式会社の平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月16日

パラカ株式会社　監査役会

常勤監査役　廣　澤　　智　㊞

監　査　役　福　島　　一　㊞

監　査　役　遠　藤　修　介　㊞

（注）　監査役福島一及び監査役遠藤修介は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

メ　モ

（詳細）東京ミッドタウン　地下１階

株主総会会場ご案内図
（詳細は前頁をご参照ください）

会場：東京都港区赤坂九丁目７番１号
東京ミッドタウン　カンファレンス　Ｒｏｏｍ１～４
（ミッドタウン・タワー　４Ｆ）

最寄駅

六本木駅
　都営大江戸線　　：８番出口より直結
　東京メトロ日比谷線：４ａ出口側から地下通路を経由し、
　　８番出口より直結
乃木坂駅
　東京メトロ千代田線：３番出口より徒歩約３分
六本木一丁目駅
　東京メトロ南北線　：１番出口より徒歩約10分

※お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。